

研究不正防止に関する取扱指針

[2016(平成28)年 3月 9日 制定]

第1 趣旨

本指針は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）における研究不正への対応を定めるものである。

第2 研究活動

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

第3 研究活動における不正行為に対する基本姿勢

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

なお、不正行為への対応の取組が厳正なものでなければならないことは当然であるが、学問の自由を侵すものとなってはならないことはもとより、大胆な仮説の発表が抑制されるなど、研究を萎縮させるものとなってはならず、むしろ不正への対応が研究を活性化させるものであるという本来の趣旨を忘れてはならない。

第4 研究活動における自律と基盤整備

本学教職員は、研究活動の健全な発展のために研鑽に努め、研究不正を防止しなければならない。

また、本学は、教職員の研究活動の健全な発展のための基盤整備に努め、研究不正に対する自浄作用を強めなければならない。

第5 用語の定義

(1) 競争的資金等

各府省若しくはそれらが所管する独立行政法人又は地方自治体若しくは各種団体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことをいう。

(2) 配分機関

競争的資金等の配分をする機関のことをいう。

(3) 不正行為

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、

その本質ないし本来の趣旨をゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

具体的には、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等である。

（4） 特定不正行為

故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用のことをいう。

捏 造： 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん： 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗 用： 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第6 学長の管理責任

学長は、研究不正が抑止される環境をつくりあげるために研究倫理教育等の必要な取組を計画し、実施しなければならない。

第7 研究倫理教育責任者

研究倫理教育責任者は、倫理審査委員長とし、教職員に対する研究倫理教育を定期的実施するものとする。

第8 告発窓口

不正行為に対する告発の本学における受付窓口を事務部庶務課とする。

第9 告発窓口等の周知

学長は、教職員及び学外に対して、公式ウェブサイト等を通じて、告発受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法について周知を図らなければならない。

第10 告発の取扱い

教職員は、研究不正に関する告発を行うことができる。告発は原則として顕名により行われ、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。

第11 告発の受付

- ① 告発は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面談などにより行うことができる。
- ② 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。
- ③ ②にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究・配分機関に当該

告発を回付する。また、告発があった研究・配分機関に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に当該告発について通知する。

- ⑤ 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
- ⑥ 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- ⑦ 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、学長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。本学に被告発者が所属していないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない被告発者に警告を行った場合は、学長は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

第12 告発者の取扱い

- ① 告発を受け付ける場合、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面談などの内容を窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 学長は、受付窓口へ寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 調査事案が漏えいした場合、学長は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にもかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- ④ 学長は、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを本学内外にあらかじめ周知する。
- ⑤ 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑥ 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

第13 予備調査

- ① 学長は、告発を受け付けた後速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の

際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。学長は、「第14 ②」の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

- ② 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- ③ 学長は、予備調査の結果を受けて本調査を行うべきかどうかを、告発を受け付けてから30日以内に決定する。
- ④ 本調査を行わないことを決定した場合、学長は、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

第14 本調査

① 通知・報告

- (ア) 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。
- (イ) 学長は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告するものとする。
- (ウ) 学長は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- (エ) 学長は、本調査を実施しないことを決定した場合、その理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査にかかわる資料等を保存し、配分機関や告発者の求めに応じて開示するものとする。

② 調査委員会

- (ア) 学長は、本調査に当たって、調査委員会を設置する。
- (イ) 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 1) 事務部長
 - 2) 学長が指名する学部長
 - 3) 学長が指名する本学に所属しない有識者
 - 4) その他学長が必要と認める者なお、調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、委員の半数以上を本学に所属しない有識者で構成するものとする。
- (ウ) 調査委員会の委員長は事務部長とする。
- (エ) 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立てをすること

ができる。

- (オ) 異議申立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- (カ) 調査委員会は委員長が招集する。
- (キ) 調査委員会は委員の3分の2以上の出席で成立する。
- (ク) 調査委員会の議長は委員長が行う。
- (ケ) 議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (コ) 調査委員会に関する事務は、庶務課において処理する。

③ 調査方法・権限

- (ア) 本調査は、告発された事案に係る次の事項により行われる。
 - 1) 研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - 2) 関係者のヒアリング
 - 3) 再実験の要請
 - 4) その他、調査委員会が必要と認めた事項この際、被告発者の弁明の聴取を行われなければならない。
- (イ) 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- (ウ) (ア)、(イ)に関して、学長は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査がなされる場合、学長は、当該機関に協力を要請する。

④ 調査の対象となる研究活動

調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

⑤ 証拠の保全措置

学長は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外の場合は、学長は当該研究機関に、告発された事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全するよう要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

⑥ 調査の中間報告

学長は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

⑦ 調査における研究又は技術上の情報の保護

学長は、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密

とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

第15 認定

- ① 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- ② 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ ②又は③について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに学長に報告する。

第16 特定不正行為の疑惑への説明責任

調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、次の事項について科学的根拠を示して説明しなければならない。

- ① 当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと。
- ② 論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであること。

第17 特定不正行為か否かの認定

- ① 調査委員会は、第16により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- ② 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- (ア) 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合
 - (イ) 生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合
- ③ 第16の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

第18 調査結果の通知及び報告

- ① 調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- ② 調査委員会は①に加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- ③ 悪意に基づく告発との認定があった場合、調査委員会は告発者の所属機関にも通知する。

第19 不服申立て

- ① 特定不正行為と認定された被告発者は、30日以内に学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、「第15 ②」を準用する。）は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。
- ③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、学長が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- ④ 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（③の調査委員会に代わる者を含む。以下「第19 不服申立て」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、学長は以後の不服申立てを受け付けないことができる。①の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- ⑤ 学長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告し、学長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- ⑦ ②の悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあった場合、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- ⑧ ②の不服申立てについては、30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。学長は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。

加えて、その事案に係る配分機関等及び関係府省に報告する。

第20 調査結果の公表

- ① 学長は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- ② 学長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- ③ ①、②の公表する調査結果の内容（項目等）は、次の通りとする。
 - 不正行為に関与した者の氏名・所属
 - 不正行為の内容
 - 学長が公表時までに行った措置の内容
 - 委員の氏名・所属
 - 調査の方法・手順など

第21 告発者及び被告発者に対する措置

- ① 学長は特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者等（以下「被認定者」という。）に対し、ただちに当該競争的資金に使用の中止を命ずるとともに、内部規定に基づく適切な処置をとり、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- ② 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者の所属する機関は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

第22 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

- ① 学長は、不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申し立てがないまま申立期間が経過した後、又は不服申し立ての審査結果が確定した後、速やかに解除されるものとする。
- ② 学長は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、調査関係者以外にも周知する。
- ③ 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置を講じるものとする。

附 則

この指針は、2016（平成28）年4月1日から施行する。